

# 全国消団連「いきいき消費者行政パートナーシップ」表彰

## 募集要項

### 1. 趣旨

2009年9月、“消費者視点”に基づく行政の実現をめざして、消費者庁と消費者委員会が創設されました。最大課題である地方消費者行政の充実・強化については、消費者庁による地方支援の強化とともに、相談窓口の拡大をはじめ地方自治体の熱心な取り組みが進み、少しずつ成果を上げてきています。

一方各地の消費者団体は、消費者組織のネットワーク作りを進めながら、地元の消費者行政調査や行政訪問活動、消費者啓発活動などを積極的にすすめ、行政とのパートナーシップを強め、たくさんの“協働”事例も生まれています。

こうした消費者団体と行政のパートナーシップをさらに促進し、“協働”を広げていくことが、“消費者視点”の地方消費者行政の実現に不可欠です。このために、各地でのいきいきとした実践を集約し、学びあいます。

### 2. 概要

○各地で消費者行政の充実を目指し消費者団体と行政が連携して取り組んでいる活動事例を募集します。

○応募は消費者団体から自薦、他薦により行っていただきます。

○応募のあった事例を取りまとめ、すべてを表彰すると同時に広く紹介します。

○発表は全国消団連全体会議（5月19日）で行い、表彰は消費者庁が5月末に開催予定の「消費者問題国民会議（仮称）」にて、代表者（6事例予定）に参加していただき行います。

○表彰状は、5月末にお届けします。

### 3. 対象とする活動内容

地方消費者行政の充実のために、消費者団体と行政が“協働”して取り組んだことや、何らかの取り組みを通してつながりができたなどの事例。

#### 〈具体例〉

- ・消費者被害撲滅のためのキャンペーン
- ・消費者向け講座開催など、教育・啓発の取り組み
- ・「消費生活展」や「環境フェスタ」など、地域の消費者向けのイベントの企画
- ・「活性化交付金」や「光をそそぐ交付金」などの事業計画づくりのための相談会や意見交換会
- ・消費者組織のネットワークづくり、シンポジウム開催
- ・市町村訪問活動、市町村消費者行政調査 など

### 4. 応募方法

(1) 公募期間 **平成23年1月～4月末**

(2) 提出書類と提出方法

所定の書式に記入し、全国消団連事務局に提出してください（電子媒体も可）

関連資料があれば添付してください。

〒102-0085 千代田区六番町15プラザエフ6F TEL:03-5216-6024 FAX:03-5216-6036

E-Mail ; webmaster@shodanren.gr.jp



**全国消団連「いきいき消費者行政パートナーシップ」応募用紙（4月末〆切）**

<p><b>1. 応募団体</b></p>	<p>団体名； _____ 提出日； _____ 月 _____ 日</p> <p>代表者名； _____</p> <p>連絡先住所； _____</p> <p>電話番号； _____ FAX 番号； _____</p> <p align="center">※代表者名以下の情報は公表しません</p>
<p><b>2. 応募する活動</b></p> <p>（当てはまるところがあれば○を）</p>	<p>( )①消費者被害撲滅のためのキャンペーン活動</p> <p>( )②消費者向け講座開催など、教育・啓発活動</p> <p>( )③「消費生活展」や「環境フェスタ」など、地域の消費者向けのイベントの企画</p> <p>( )④各種交付金などの事業計画づくりや予算編成に向けた相談会や意見交換会</p> <p>( )⑤消費者組織のネットワークづくり、シンポジウム開催</p> <p>( )⑥市町村訪問活動、市町村消費者行政調査</p> <p>( )⑦その他 (具体的に； _____ )</p>
<p><b>3. パートナーシップの相手自治体・部署</b></p>	<p>自治体名； _____ 部署(課)名； _____</p> <p>担当者名(直接関わった職員)； _____</p> <p>電話番号； _____ FAX 番号； _____</p> <p align="center">※本件についてのみ連絡させていただく場合があります。担当者名以下は公表しません</p>
<p><b>4. 活動内容</b></p>	<p>※パートナーシップを発揮した点、“協働”した点がわかるように内容をご紹介ください。</p>
<p><b>5. 評価ほか</b></p>	<p>※評価や今後の抱負などをご記入ください</p>
<p>記入者名； _____ ※本件に関するご連絡に限って使用します</p> <p>電話番号； _____ FAX 番号； _____</p>	

★提出とお問い合わせは、全国消費者団体連絡会事務局へ。資料の添付もお願いします。

〒102-0085 千代田区六番町1-5 プラザエフ6F TEL:03-5216-6024 FAX:03-5216-6036

E-Mail ; [webmaster@shodanren.gr.jp](mailto:webmaster@shodanren.gr.jp)

## 参考資料

### 【2010年11月4日運営委員会確認】2011年度の消費者月間に関わる取り組み

#### 「いきいき消費者行政パートナーシップ（仮称）」事例の募集・表彰の取り組み

消費者庁と消費者委員会の創設から一年が経過しました。全国消団連は、創設に向けた取り組みを引き継ぎ、創設後も、消費者庁・消費者委員会の課題の実現のために積極的な役割を果たしてきました。中でも、地方消費者行政の充実強化に向けては、充実検等委員会での検討や、「提言」提出、全国各地の消費者団体への働きかけと取り組み情報の受発信などを通じて、地方消費者行政の促進をサポートしてきました。そして現在は、地方の消費者団体の幅広い参加を呼びかけながら、「地方消費者グループフォーラム」の成功に向けた準備をすすめています。

地方消費者行政の充実のためには、消費者団体と行政とのパートナーシップの強化が重要であることは言うまでもありません。こうしたつながりをさらに広げ、発展させていくことが必要です。

さて、旧内閣府国民生活局は、これまで毎年5月を『消費者月間』と定め、消費者団体や自治体に取り組みを働きかけるとともに、「消費者問題国民会議」を開催してきました。今年度は、消費者庁として駅頭宣伝などに取り組みました。消費者庁は来年度、「消費者問題国民会議」を開催する予定です。

全国消団連としては、全国の消費者団体に、消費者月間にあわせた取り組みを呼びかけるとともに、全国の消費者団体の協力を得て、「いきいき消費者行政パートナーシップ（仮称）」事例を募集し、発表・表彰の取り組みを行います。

取り組みへのご参加、ご協力をお願いいたします。

#### 〈意義・目的〉

- \* 2011年5月の消費者月間を、この間の、地方消費者行政の充実強化に向けた取り組みを共有し、更に力強く広げていくための機会ととらえ、取り組みをもって参加する。
- \* 全国消団連がこれまで培ってきた地方行政と地方の消費者組織とのつながりの実績を生かすとともに、さらに拡大強化していくための取り組みとして位置づける。
- \* 地方の生き生きとした取り組みを集約し発表することによって、共通の情報にすることで、学びあいと励まし合いを促進し、地方消費者行政の充実・強化を推進する。

#### 〈進め方〉

- \* **地方消費者行政の充実強化のための、消費者団体と行政との“協働の取り組み”**や、協働とは言えないまでも、**何らかの取り組みを通してつながりができたなどの事例**を、全国の消費者組織からすいせんしてもらい、それらを全国消団連で集約して発表（表彰）する。

##### 〈具体的な事例の例〉

- ・ 消費者教育・啓発を協力して行った
  - ・ 「消費生活展」など地域の消費者向けのイベントを協力して企画した
  - ・ 消費者施策や活性化事業計画を協力して作成した。意見交換の場を設けた
  - ・ 市町村訪問活動などを通してつながりができた などなど
- \* 各都道府県の消費者組織からすいせんしてもらい、まとめる。（グループフォーラムへの参加団体に協力してもらう） ※募集の詳細と書式は後日提案
  - \* 発表は、それぞれの団体が行うとともに、全国消団連では5月の「全体会議」で行う。また、消費者庁が行う「消費者問題国民会議」でも発表する。

## 〔スケジュール〕

- 11月～1月 地方消費者組織に参加（応募）のお願い
- 1月～4月 地方消費者組織からすいせん・応募してもらう
- 4月 集約
- 5月 発表

## 〈参考〉

### \* 「消費者問題国民会議」（今年度は行われていない）

→消費者、事業者、学界、行政の四者が一堂に会して消費者問題を総合的に議論することで消費者利益の擁護・増進を図ることを目的とし、内閣府が地方公共団体の協力を得て昭和60年度より毎年実施。消費者月間の主要な行事の一つ

### \* 「消費者支援功労者表彰制度」（ハンドブックより）

→消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度

1985年から「消費者保護功労者表彰制度」

2005年から「消費者支援功労者表彰制度」に名称変更（2004年10月改正）

→内閣府に選考委員会が設けられ、毎年20名を選考。（相談員、消費者協会、生活学校、地婦連、主婦連、生協連、JA、企業などから）

→毎年、「消費者問題国民会議」で表彰している。